

## 意見書案提出書

まん延防止等重点措置等の制度運用の改善を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年6月29日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	田中 徳一郎
同	米村 和彦
同	大村 悠
同	市川 さとし
同	君嶋 ちか子
同	新堀 史明
同	京島 けいこ
同	楠 梨恵子
同	西村 くにこ
同	あらい 絹世
同	国松 誠
同	市川 よし子
同	小川 久仁子

まん延防止等重点措置等の制度運用の改善を求める意見書（案）

国は、令和3年6月17日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県に適用していたまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長することを決定した。

令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言以降、現在、まん延防止等重点措置の延長は本県では3度目となり、コロナ禍での事業者にとって厳しい状況がすでに1年以上続いている。外出自粛や時短営業、休業要請による売上減少などで、新型コロナウイルス感染拡大による飲食業をはじめとする事業者への影響は、深刻なものとなっている。

よって国会及び政府は、まん延防止等重点措置等の適用により、影響を受ける事業者への円滑な支援のため、事業者の経営環境の安定に向け、まん延防止等重点措置等の制度運用の改善について、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用について、事業者等への十分な周知期間を設けるため、感染防止対策に係る方針を速やかに決定できるよう、制度運用の改善を行うこと。
- 2 仕入を行う飲食店をはじめとした事業者や、商工会議所など経済団体の会員へ情報提供を速やかに行うため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間の終期は平日とし、土日にかかることのないよう配慮すること。
- 3 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、各都道府県知事の要請により感染状況に応じて迅速かつ柔軟に発動可能なものとするよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正も含めて更なる改善を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
経済再生担当大臣		

神奈川県議会 議長